

<p>名称</p>	<p>広島市基本構想たたき台及び 第6次広島市基本計画たたき台に対する市民意見募集</p>
<p>趣旨</p>	<p>広島市総合計画は、広島市の様々な分野の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を定めるものであり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。広島市では、これらを基に毎年度の予算を編成し、具体的な施策を進めています。</p> <p>現在、広島市では、現行の第5次基本計画の計画期間が令和2年度（2020年度）で満了するため、新しい基本構想と令和12年度（2030年度）までを計画期間とする第6次基本計画の策定に取り組んでいます。</p> <p>この度、新しい基本構想及び第6次基本計画のたたき台を取りまとめましたので、これに対する市民意見募集を行ったものです。</p>
<p>意見募集期間</p>	<p>令和元年（2019年）9月1日（日）から9月24日（火）まで（必着）</p>
<p>結果の公表日</p>	<p>令和2年（2020年）1月15日（水）</p>
<p>提出された御意見の要旨とそれに対する本市の考え方</p>	<p>広島市基本構想たたき台及び第6次広島市基本計画たたき台に対する市民意見については、88件（34人・団体）の御意見を頂きました。提出された御意見の要旨とそれに対する本市の考え方は別添のとおりです。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>企画総務局 企画調整部 政策企画課（市役所本庁舎11階） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 Tel：082-504-2835 Fax：082-504-2029 Email：sougou@city.hiroshima.lg.jp</p>

「広島市基本構想たたき台」及び「第6次広島市基本計画たたき台」に対する市民意見募集の結果

1 募集期間

令和元年(2019年)9月1日(日)から令和元年(2019年)9月24日(火)まで

2 応募件数

88件(34人・団体)

3 意見への対応

意見への対応	件数
(1) 意見の趣旨を基本構想と基本計画の素案に反映させるもの	14件 (同一意見2件含む。)
(2) 既に意見の趣旨が基本構想と基本計画のたたき台に盛り込まれているもの	35件 (同一意見2件含む。)
(3) 市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業推進等において留意又は参考にしたりするもの	39件 (同一意見1件含む。)
計	88件

4 意見要旨等

(1) 意見の趣旨を基本構想と基本計画の素案に反映させるもの

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
1	構想 P2～4 施策の構想	施策の構想の3つの要素の順番は、平和、国際、文化としてはどうか。	基本構想素案「第4 施策の構想」の順番を平和、国際、文化に変更しました。
2	構想 P2 施策の構想 計画 P9 「ヒロシマの心」 の共有の推進	基本構想たたき台や基本計画たたき台にある「平和への願い」という記述について、広島市は長年「ヒロシマの心」という言葉を平和推進のシンボルのよう使用し、既に定着していると思うので、「ヒロシマの心」という表現に変更してはどうか。「平和の願い」はどの都市でも共通して表現できる言葉であり、広島市の特性を生かすためにも「ヒロシマの心」という表現が良いのではないか。	一部、「平和への願い」を「ヒロシマの心」に修正しました。
3	計画 P8 核兵器廃絶と世界 恒久平和の実現	基本計画たたき台第2部第6章第1節の現状と課題に核兵器禁止条約への署名の問題が触れられていない。記述を避けることは適切ではない。	基本構想素案「第2 策定の背景」及び基本計画素案第2部第1章第1節（たたき台第2部第6章第1節）の現状と課題に核兵器禁止条約に関する記述を追加しました。基本計画素案第2部第1章第1節（たたき台第2部第6章第1節）の現状と課題に核兵器禁止条約に関する記述を追加しました。
4	計画 P10 世界の平和と人権	第6次基本計画たたき台では、第5次に比べ「人権問題」に関わる部分が大幅に削られている。(2件)	基本計画素案第2部第1章第3節（たたき台第2部第6章第3節）の項目名を「世界の平和と人権問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献」に修正し、マイノリティの人権を含め、人権に関する記述を追加しました。
5	問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献	多文化共生、男女共同参画、障害者については、不十分ながら触れられているが、その他のマイノリティ（部落出身者、沖縄出身者、アイヌ、LGBTQ等）の人権問題に全く触れられていない。	
6		マイノリティの人権問題を記述し、差別をなくすための施策の必要性を強調するべきである。	
7		被差別部落出身者・沖縄出身者・アイヌ・LGBTQをはじめとするあらゆるマイノリティにとって暮らしやすい地域社会とは、何よりも人権が尊重され、差別のない社会である。そうした意味での「共生」社会の実現に向けた理念が全く提示されていない。(2件)	
8		女性・障害者・外国人というマイノリティについては言及していても、それらの差別撤廃という視点がない。ま	

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		た、高齢者や子どもといった社会的弱者に関する記述はあるが、そうしたカテゴリーに含まれるマイノリティについても言及されていない。	
9		第6次基本計画たたき台では多文化共生や障がい者について第5次基本計画よりも不十分な内容になっている。LGBTや沖縄出身者などに全く触れられていない。少なくとも第5次基本計画を維持しさらに改善して欲しい。	
10	計画 P20～21 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進	基本計画たたき台第2部第2章第1節第1項「デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進」において、基本方針の「2 良好な景観の形成」に「おもてなしの心あふれる景観」と表現されているが、分かりにくい。具体的にイメージできる表現を補足して欲しい。	基本計画素案第2部第3章第1節第1項（たたき台第2部第2章第1節第1項）の基本方針2について、文章全体を修正しました。
11	計画 P22 デルタ周辺部の魅力あるまちづくりの推進 計画 P49～50 生活環境の維持・改善	基本計画たたき台第2部第2章第1節第2項「デルタ周辺部の魅力あるまちづくりの推進」について、住宅団地は完成時期や事業主体は異なるが、完成時点では住環境等や街並みが良好だったと思う。しかし、人口減少や高齢化等に伴い、空き家や不動産の売却が増えている。住宅団地に限らず旧市内でも、土地を分割しての建売分譲住宅が増えている。住宅団地での土地を分割しての建売分譲住宅は、近隣の街並み等を壊すと思う。これは、不動産の資産価値を減少させ、同じような建売分譲住宅が増加する要因にもなっている。都市計画や地区計画で、住宅団地での一定面積以下の分割を規制し、街並みの良好な魅力あるまちづくりをしてはどうか。	基本計画素案第2部第3章第1節第2項及び第6章第1節第3項（たたき台第2部第2章第1節第2項及び第5章第1節第3項）に、地域が主体的・継続的に行う街並みのルールづくりを支援する旨の記述を追加しました。
12	計画 P23 中山間地・島しょ部の魅力あるまちづくりの推進	基本計画たたき台第2部第2章第1節第3項「中山間地・島しょ部の魅力あるまちづくりの推進」において、現状と課題に「人口流出と高齢化という深刻な課題に直面」と記述しているが、「人口流出と高齢化」は社会情勢であり、課題ではないのではないか。	基本計画素案第2部第3章第1節第3項（たたき台第2部第2章第1節第3項）の現状と課題を修正しました。

(2) 既に意見の趣旨が基本構想と基本計画のたたき台に盛り込まれているもの

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
1	構想 P1～2 都市像	人権の尊重と差別の撤廃が「国際平和文化都市」広島 の基盤であることを表明してはどうか。	都市像において、「平和」とは、世界中の核兵器が廃絶され、戦 争がない状態の下、都市に住む人々が良好な環境で、尊厳が保た れながら人間らしい生活を送っている状態」と記述しており、こ の表現の中に御意見の趣旨を含んでいます。
2	構想 P1～2 都市像	都市像に「国際平和文化都市」を掲げながら、人権尊重・ 差別撤廃に言及していない。このことは人権問題が最大 の課題であるとの認識で共通している世界的な価値基 準から言っても極めて不当で不適切であると感じる。	
3	構想 P1～2 都市像	唯一、人権尊重に関連する記載として、都市像の「平和」 を定義する箇所に「都市に住む人々が良好な環境で、尊 厳が保たれながら人間らしい生活を送っている状態」と あるが、「都市に住む人々」に限定せず、「すべての人々」 とすべきだったのではないか。また、「尊厳が保たれ」に ついては、明確に「人権が保障され、あらゆる差別のな い状態」という表現に踏み込む必要がある。	都市像における平和の定義であるため、「都市に住む人々」と表 現しています。また、「尊厳が保たれ」という表現に、御意見の 趣旨を含んでいます。
4	構想 P1～2 都市像	具体的に「気候変動や貧困、差別、暴力など」の現状に 言及しているが、他都市の現状についての認識であつ て、広島市の状況を述べたものになっていない。	「世界中の都市」という表現の中には、広島市も含んでいます。
5	計画 P8 核兵器廃絶と世界恒 久平和の実現 計画 P9 「ヒロシマの心」 の共有の推進 計画 P10 世界の平和と人権 問題の解決など市 民生活の安寧の確 保に向けた貢献 計画 P33～34 文化の振興 計画 P54	平和・文化行政について ・市民とともに創りあげていくものとする。 ・平和をメインに行政全般をリードしていける調整機能 (狭義ではない行動力)をつくる。 ・狭義の平和行政ではなく文化も含めた広義の平和行政 を推進する。 ・被爆 75 年を控え、被爆者のいなくなった後の平和行 政の在り方を考える。 ・平和記念資料館と本川小学校など被爆施設との一体的 な運営をはかる。 ・広島大学旧理学部校舎だけではなく被服支廠などの市 施設以外の在り方にも率先して関わっていく。 ・現代美術館の在り方(市民になじみやすい企画展、施 設など)を考える。	基本計画の推進に当たっては、平和や文化の分野に関わらず市 民と共に推進していくことを基本計画素案(たたき台)第 3 部 に記述しています。また、基本計画素案第 2 部第 1 章第 3 節(た たき台第 2 部第 6 章第 3 節)に、平和首長会議の加盟都市と共 に、核兵器の廃絶のみならず、平和を脅かす諸問題の解決に向け て貢献していくことを記述しています。さらに、平和の項目にと どまらず、素案第 4 章第 2 節第 1 項(たたき台第 3 章第 2 節第 1 項)の「文化の振興」においても平和文化の普及・振興を記述 しています。このほか、素案第 1 章第 2 節(たたき台第 6 章第 2 節)に「迎える平和」の推進や被爆体験の継承・伝承について取 り組むことを記述するとともに、同章第 1 節に平和首長会議加 盟都市と共に連帯の輪を広げていく取組の推進について記述し ています。現代美術館については、広島市現代美術館基本計画に 定められた基本理念及び基本方針に基づき、ユニークな企画展

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
	計画の推進に当たって	<ul style="list-style-type: none"> ・国の内外からの多くの来訪者を迎え、市民と交流できる拠点施設を設ける。 ・平和首長会議の活動の充実（現在の加盟意思の確認、核禁条約採択の自国への働きかけなども）をはかる。 	の実施や市民生活と深く関わった事業と市民の参加と協力の下での運営などに取り組んでいるところです。御意見については、こうした取組の推進に当たって、参考にさせていただきます。
6	計画 P9 「ヒロシマの心」 の共有の推進 計画 P33～34 文化の振興	被爆建物の保存と活用、被爆樹木の保存が重要になる。平和活動と文化活動は両輪活動として今後より一層振興を図っていく必要がある。	基本計画素案第 2 部第 1 章第 2 節（たたき台第 2 部第 6 章第 2 節）に原爆ドームの保存整備や被爆建物・被爆樹木の保存・継承に取り組むことを記述しています。また、素案第 2 部第 1 章（たたき台第 2 部第 6 章）の平和の項目にとどまらず、素案第 4 章第 2 節第 1 項（たたき台第 3 章第 2 節第 1 項）の「文化の振興」においても平和文化の普及・振興を記述しており、今後より一層振興を図っていきます。
7	計画 P10 世界の平和と人権	第 5 次基本計画にある「人権尊重社会の形成」を復活させてはどうか。	基本計画素案第 2 部第 1 章第 3 節（たたき台第 2 部第 6 章第 3 節）に御意見の趣旨を含んでいます。
8	問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献	「人権尊重」の節を設けるべきではないか。こども、高齢者、男女共同参画、在広コリアン、多文化共生、障がい者支援、マイノリティの人権の 7 つの項目に具体的な人権実現の構想を立てることによって、広島市民ばかりではなく世界に向かって、広島市の理念を理解させることができると思う。	
9	計画 P10 世界の平和と人権 問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献	広島市を世界の若者が集い平和について考える都市にすることを提案したい。平和首長会議加盟都市からの参加を軸とし、学生・若者の費用は各国に負担してもらい、平和に関する価値の創造を目的とする。ここでいう価値の創造とは、核兵器廃絶による平和実現の共有にとどまらず、参加者個人のセンスオブバランスにまで期待する。すなわち各国の過去の失敗・悪事を自分の宿命として認めて得られる精神の均衡を土台にイノベーションを創造しようとするものだ。これには face to face の交流は欠かせない。名実ともに「平和記念都市・国際平和文化都市」として広島市は平和を学ぶための時間と空間を提供する都市でありたい。	基本計画素案第 2 部第 1 章第 3 節（たたき台第 2 部第 6 章第 3 節）に平和の創造と維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる人材の育成に取り組むことについて記述しています。また、海外の平和首長会議加盟都市の若手職員等をインターンとして招へいし、被爆の実相と平和首長会議の取組についての理解を深めてもらうことにより、帰国後の各都市における核兵器廃絶に向けた活動の充実を図る取組や、次世代を担う国内外の青少年を招へいし、「ヒロシマと平和」を英語で学ぶ夏期集中講座などに参加してもらい、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現のための人材育成を図るとともに、相互交流を深める青少年「平和と交流」支援事業の実施に取り組んでいます。

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
10	計画 P13～15 公共交通を軸とした交通体系の構築 計画 P51 地球温暖化対策の推進	食料の流通やエネルギー確保などの第一次対策をしっかりやってほしい。	基本計画素案第 2 部第 2 章第 1 節第 2 項（たたき台第 2 部第 1 章第 1 節第 2 項）に、拠点地区や近隣市町との連絡を強化する道路整備など、食料の流通を確保するための道路整備について記述しています。また、基本計画素案第 2 部第 6 章第 2 節第 1 項（たたき台第 2 部第 5 章第 2 節第 1 項）に、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入に取り組むことなどを記述しています。
11	計画 P13～15 公共交通を軸とした交通体系の構築 計画 P17～18 農林水産業の振興 計画 P46～47 災害に強いまちづくりの推進 計画 P49～50 生活環境の維持・改善 計画 P54 計画の推進に当たって	I T 化やロボット化はますます進んでいくと思うので、これらに対応したまちづくりを進めて欲しい。しかし、こうしたものは災害に脆いため、いつ壊れてもカバーできるように民俗的知識を大切に伝えて欲しい。	基本計画素案第 2 部第 2 章第 1 節第 2 項（たたき台第 2 部第 1 章第 1 節第 2 項）に、ICT を利活用した持続可能な交通体系の構築について、素案第 2 章第 2 節第 3 項（たたき台第 1 章第 2 節第 3 項）に、農林水産業における新技術の導入について、加えて素案第 6 章第 1 節第 1 項（たたき台第 5 章第 1 節第 1 項）に防災ライブカメラの設置の支援について、素案同 3 項（たたき台同 3 項）に ICT 等を利活用した施設の点検・補修等の実施について記述しています。また、素案（たたき台）第 3 部に、ICT 等の先端的な技術を活用しながら、行政経営を推進していくことを記述しています。さらに、民俗的知識に限らず、これまで人々が培ってきた歴史・文化などを伝えていくことは、大変重要であることから、今後の取組において参考にさせていただきます。
12	計画 P18～19 観光の振興 計画 P19～20 国際交流・国際協力や多文化共生の推進	外国と良好な関係を築くためには、観光施策を充実させる必要がある。	基本計画素案第 2 部第 2 章第 3 節（たたき台第 2 部第 1 章第 3 節）において、外国人観光客も含めた観光の振興について、第 4 節において、国際交流や国際協力の推進について記述しています。
13	計画 P18～19 観光の振興	観光を最大の成長産業と捉え、広島にしかない歴史を本丸とし、発想と戦略で、収入を増やしてはどうか。より地域に入り、現場の声を聞くことが地方創生には重要である。知的観光や高級路線への転換など工夫をするべき	基本計画素案第 2 部第 2 章第 3 節（たたき台第 2 部第 1 章第 3 節）に、観光の振興として誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進について記述しています。なお、御意見については、今後の取組において参考にさせていただきます。

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		である。	
14	計画 P19～20 国際交流・国際協 力や多文化共生の 推進	多文化共生と国際交流・国際協力は、本来、異なる課題にもかかわらず、同列に扱われている。	多文化共生と国際交流・国際協力については、市民の国際意識の醸成や国際理解の促進という観点や国際協力等で本市に居住する方など切り離せない側面もあることから一つの項目として整理しています。
15		外国人市民は日本人市民と同じ広島市民であるにもかかわらず、外国人観光客と外国人市民が同列に扱われている。	
16		「多文化共生」については「国際交流・国際協力」と切り離し、第3章に項目を立てて入れるべきである。	
17		新しい基本構想や第6次基本計画たたき台では、短期滞在する外国人との「国際交流・国際協力や多文化共生」であって、外国人市民との多文化共生という視点が欠落している。	
18		「多文化共生」とは、地域社会の中で日常的に異なる文化を持つ人々が、地域共同体として生活を共にすることを意味しており、異文化との短期的な交流や協力とは全く異なる課題である。こうした認識に立ち、それぞれ別項にする、あるいは、「第3章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり」の項に新たに節を設けるべきである。	
19		第6次基本計画たたき台では、「外国人が滞在しやすいまちづくりに取り組むなど、国際交流・国際協力や多文化共生の推進を図る」として、あくまでも滞在する外国人との「国際交流・国際協力や多文化共生」であって、在日朝鮮人をはじめとした広島市民である外国人市民との多文化共生という視点が欠落している。	
20	多文化共生の内容が、異なる文化を持つ外国人市民への理解と地域社会への受容という視点ではなく、日本の地域文化や習慣への同化という視点で記載されている。	基本計画素案第2部第2章第4節（たたき台第2部第1章第4節）に、学校教育等を通じた多文化共生意識の高揚などに取り組むなどと記述しており、互いに文化的な違いを認め合いながら、外国人市民の文化に対する理解を促進することについて含んでいます。	
21	「第1章第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進」の中の基本方針で、「外国人に対する地域文化や習慣		

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		<p>などへの理解の促進を図る」とあるが、読み方によっては、日本への同化を促すと解釈できる。日本人市民と外国人市民との関係はマジョリティとマイノリティの関係であり、まずはマジョリティがマイノリティの文化を理解し、受容していくことが重要であるが、そのことが全く読み取れない。</p>	
22		<p>「第1章第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進」では、「生活関連情報の多言語化等のコミュニケーション支援に取り組む」とあるが、第一言語が日本語である「在日」の視点が欠落している。</p>	<p>基本計画は広島市民を対象とした計画であり、福祉、教育などの施策を始め、全体を通じて、在日の方も広島市民としています。</p>
23		<p>基町地区で直面している、高齢化した住人と多国籍住人や、非常に少ない子育て世代の住人は、日本の近未来の縮図である。多国籍住人に、いかに広島市に愛着をもってもらい、住んでよかったと思ってもらえるか、行政の介入はますます必要になってくると考えている。まずは実態を把握してほしい。</p>	<p>基本計画素案第2部第2章第4節（たたき台第2部第1章第4節）に、外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進や多文化共生意識の高揚に取り組むことを記述しています。なお、御意見については、今後の取組において参考にさせていただきます。</p>
24		<p>外国人市民との共生に向けて、日本人市民への啓発において、言葉の使い方を取り上げて欲しい。外国人市民向けの施策に止まらず、迎え、共生する日本人市民への啓発、意識改革が重要であるが、そのことへの言及が不足している。共生のための相互理解にはコミュニケーションツールが重要だが、「やさしい日本語」は外国人市民向けに止まらず、子どもや行政機関、企業にも求められる普遍的なものであり、例示として加えて欲しい。</p>	<p>基本計画素案第2部第2章第4節（たたき台第2部第1章第4節）に、学校教育等を通じた多文化共生意識の高揚などに取り組むことを記述しています。なお、「やさしい日本語」については、今後の取組において参考にさせていただきます。</p>
25	<p>計画 P20～21 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進</p>	<p>河岸緑地が素晴らしいので、住宅地やビル群の隙間も緑のオアシスとしてはどうか。都市部の植樹による日影の確保と雨水の浸透保水効果を探りながら、自然、緑地の修復を図ってもらいたい。</p>	<p>基本計画素案第2部第3章第1節第1項（たたき台第2部第2章第1節第1項）に、地域資源を生かしたまちづくりの推進として、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを進めることについて記述し、市街地における民有地の緑化や都市公園・街路樹の整備に取り組むこととしており、御意見については、今後の取組において参考にさせていただきます。</p>
26	<p>計画 P31～32</p>	<p>新しい基本構想や第6次基本計画たたき台では、男女共</p>	<p>基本計画素案第2部第4章第1節第2項（たたき台第2部第3</p>

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
	男女が共に活躍できる社会の実現	同参画の文言が消え、女性差別を撤廃するための課題が提示されていない。(2件)	章第1節第2項)の「男女が共に活躍できる社会の実現」において、御意見の趣旨を含んでいます。なお、「男女が共に活躍できる社会の実現」については、女性だけではなく、男性も共に活躍できる社会こそが重要ではないかという審議会での意見を踏まえたものです。
27	計画 P33～34 文化の振興	文化芸術の振興計画や基本構想、基本計画において、改正された「文化芸術基本法」に示された基本理念に沿うことを具体的に言及してほしい。	文化芸術基本法の改正の趣旨を踏まえ、基本計画素案第2部第4章第2節第1項(たたき台第2部第3章第2節第1項)に、「平和文化の国内外への発信力の強化」や「市民や国内外から訪れた人々が多様で上質な文化芸術や歴史・伝統文化に触れ、体感することのできる文化的環境の創出」、「文化芸術活動の活性化や文化遺産の活用などを通じた広島広域都市圏全体の活力創出」などを取り組むべき方向性として掲げており、御意見の趣旨を含んでいます。
28	計画 P38～39 健康づくりの推進 と医療提供体制等の充実 計画 P49～50 生活環境の維持・改善	人生100年時代を想定し、高齢者や障害者が社会参加しやすくなるようバリアフリー化を進めて欲しい。また、散歩や運動や趣味などでリフレッシュできるよう、健康に配慮したまちづくりを進めて欲しい。	基本計画素案第2部第6章第1節第3項(たたき台第2部第5章第1節第3項)の福祉のまちづくりの推進において、市有建築物や道路等の福祉環境整備などの推進や、公共交通等のバリアフリー化を進めていくことを記述しています。また、素案第5章第2節第1項(たたき台第4章第2節第1項)に、社会全体で健康を支え守るための環境づくりとして、健康ウォーキングなどの市民の主体的な健康づくりを支える地域づくりを推進していくことを記述しています。
29	計画 P43～44 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり 計画 P44～46 一人一人を大切に する教育の実現	少子化・高齢化の顕著な時代が到来し、子どもを産める環境をいかに早く整えるのかが、広島市の課題であると思う。例えば、明石市のように、医療費、保育料の無料化は、貧困の子育て世代には、住みたい街であると考えている。また、広島市の教育は、やはり遅れている現状があり、学力は高くはない。学校や園の意識よりも、そもそも家庭教育や家庭の子育てが、子どもたちには一番必要であり、その家庭への心と家計の豊かさをバックアップする広島市であってほしいと痛烈に感じる。自助があり、共助、公助へとつながるのではないかと。	基本計画素案第2部第5章第3節第1項(たたき台第2部第4章第3節第1項)に、医療費等の経済的負担の軽減や、貧困の状況にある世帯への経済的支援の充実などに取り組むことを記述しています。また、基本計画素案第2部第5章第3節第2項(たたき台第2部第4章第3節第2項)に、家庭教育に対する支援の充実や、家庭、地域、学校が「ひろしま型チーム学校」として連携・協働し、子どもの学びの支援に取り組むことを記述しています。このほか、地域の方に部活動指導員として参加してもらうなど、学校における働き方改革につながる取組についても記述しています。なお、御意見については、今後の取組において

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		「人生100年時代の学び」は大学支援よりも、地域コミュニティの突端である小学校や中学校において地域の方も参加している学びの授業の取り入れてはどうか。地域の中心は小学校であり、学校を多方面で活用することで、教職員の働き方改革の改善にもつながるのではないか。	参考にさせていただきます。
30	計画 P44～46 一人一人を大切に する教育の実現	「第4章第3節 未来を担う子どもの育成と教育」において、多文化共生に全く触れられていない。(2件)	基本計画素案第2部第5章第3節第2項(たたき台第2部第4章第3節第2項)において、一人一人の子どもが「心身共にたくましく思いやりのある人」として、その可能性を最大限発揮することができるよう、それぞれの段階に応じた教育プログラムを提供することを記述しており、人権教育や多文化共生に関する教育についてもこの中に含んでいます。
31		学校教育の中に「人権教育」「多文化共生教育」の実施を入れてはどうか。	
32		「第4章第3節 未来を担う子どもの育成と教育」では、「多文化共生」に全く触れられていない。学校教育の中でどのように具体的に多文化共生社会のあり方を学んでいくのか、その方向性を示す必要がある。	
33	計画 P52～53 自然環境の保全及び都市環境の創造	基本構想たたき台「第4 施策の構想」「5 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり」に海洋プラスチックについて記述するべきではないか。また、基本計画たたき台第1部「3 計画策定に当たっての課題認識」(6)に、明確に海洋プラスチック削減に取り組むという表現を入れるべきである。さらに、基本計画たたき台第2部第2節第3項「農林業の振興」にも、牡蠣養殖に使われるプラスチック対策を取り上げるなどの具体策が必要ではないか。	基本計画素案第2部第6章第2節第3項(たたき台第2部第5章第2節第3項)の自然環境の保全及び都市環境の創造において、「健全な水循環の確保や緑の保全、生物の多様性の確保などを総合的に推進」と記述しており、海洋プラスチックについてもこの中に含んでいます。

(3) 市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業推進等において留意又は参考にしたりするもの

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
1	全体	審議会委員の審議や市議会からの意見等を踏まえて改定されることとなっているが、審議会委員の選任に当たっては人物の選考が重要だと思う。自分は、分からない事は質問し、現地に行って調べることが重要だと	総合計画審議会では、基本計画が幅広い分野にわたる施策の方向性を定めるものであることから、様々な分野の有識者の方や各種団体等の推薦を頂いた方を選任しています。なお、御意見については、今後の取組において参考にさせていただきます。

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		考えて行動し、時には大勢のいる場でも意見を言ってきた。国際平和文化都市となるためには、自分の意見を言い、真面目に取り組むことが第一歩だと思う。多くの市の職員は真面目な方が多いと思っている。	
2	全体	基本構想、基本計画ともに、達成時期や数値目標が設定されていない。例えば、核兵器の廃絶はいつまでに達成するのか。また、土石流の発生、がけの崩壊、川の氾濫についての場所と数が発表されていない。当然目標はこれらの数をゼロにすることで、かつ、いつまでに達成するかを公表しなければならない。	この度の基本計画の計画期間は、2030年度までと考えていますが、2030年度までに完成しない大規模プロジェクトなどもあるため、達成時期についてはそれぞれの事業計画等で定めるものとしています。また、この基本計画は施策の基本的方向を定めるものという方針で作成していることから、数値目標等は決めていません。今後、部門計画等で数値目標を定めるかどうかそれぞれの計画の策定の際に検討していきます。
3	全体	現場や対象者の状況の洞察に基づいたものになっていない。例えば、核兵器廃絶の現場とはどこか。核兵器の設置場所か、NPTを推進する会議か。対象の人間は誰か。被爆者か、被爆が想定される人か、核兵器を開発する人間かなど。また、災害が起こる場所はどこか、それに住む人は誰か。現場や対象の人の状況を把握し、市長を始め、職員の意識を進歩させ、その上で平和の実現や核兵器廃絶、市民の尊厳ある生活や住民の命を守るための構想・施策を提案してもらいたい。	これまでも、総合計画の改定に当たっては、市民まちづくりアンケート調査の実施や各区役所で開催しているまちづくり懇談会などにおいて、市民の方の御意見を取り入れながら進めていますが、今後も現場の声や市民の方の御意見等を伺いながら作っていきます。なお、御意見については、今後の取組において参考にさせていただきます。
4	構想 P1 策定の背景	基本構想たたき台の「第2 策定の背景」にある「旧来のまちづくりの発想」とは何か。	自らだけ発展すればよいという都市間競争を前提としたまちづくりの発想のことです。なお、本市では、こうした旧来のまちづくりの発想を転換し、経済面、生活面で深く結び付いている広島広域都市圏の各市町が共に手を携えて、互いの地域資源を圏域全体で共有する様々な取組を進めることで、圏域経済の活性化と県内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」を提唱しています。
5	構想 P1～2 都市像	広島市、長崎市は世界唯一の被爆地であり、両市長も核兵器廃絶に向けて非常に努力しているが、日本国政府はアメリカの核の傘の下の安全を優先し、核兵器禁止条約の署名に背を向けている。また、近隣のアジア諸国の現	国際平和文化都市という都市像を実現するため、基本計画素案第2部第1章第1節及び第2節（たたき台第2部第6章第1節及び第2節）に、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、世界の為政者に対する被爆地訪問の強力な呼び掛けを行うとともに

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		状を見ても、指導者にいくら平和を求めても国際平和文化都市という都市像の実現は難しいのではないかと。	に、被爆者のこんな思いをほかの誰にもさせてはならないという思いを世界中の市民社会にも共有してもらえようなまちづくりを目指し、平和首長会議加盟都市と共に取組を進めていくことを記述しています。今後も、こうした連帯の輪を更に広げていくことなどにより、国際平和文化都市の実現を目指していきます。
6	構想 P1～2 都市像	現行の基本構想では、地球温暖化や石油の枯渇、核兵器の廃絶などが都市づくりの視点として項目となっているが、これは超極論を前提として目標達成をねらったものにはしか見えない。こうした負の前提に基づくものは、そもそも害悪極まりないものであると考えている。こうした負の前提に基づいて、広島平和記念都市建設法を盾にして「国際平和文化都市」の旗を掲げることに対し反対する。	この度の基本構想については、基本構想素案（たたき台）「第2策定の背景」にあるように、本市が少子化・高齢化、人口減少、地域コミュニティの活力低下など様々な課題に直面していることから、本市のより一層の発展に向けた施策を展開するために策定するものです。この中で、1970年（昭和45年）に掲げた「国際平和文化都市」を引き続き掲げ、真に「平和」の実現を目指す「平和記念都市」となるためには、世界中の各都市が「平和」についての価値観を共有しながら、それを実現するための環境づくりに連携して取り組むことの重要性を国際社会に向けて発信し続けていきます。
7	構想 P1～2 都市像	基本構想たたき台「第3 都市像」冒頭の「広島市は、…復興に尽力した」の記述は、主体性に欠ける感じがするので、広島市の使命として復興と発展に心血を注いで取り組んだという姿勢を示して欲しい。	本市は、原子爆弾による壊滅的な打撃の中、多くの人命と街を失ったものの、生き残った人々のたゆまぬ努力と、国内外からの温かい援助を受けることにより、廃墟からの復興を遂げたことを踏まえ、都市像の冒頭はこうした表現としています。
8	構想 P2～4 施策の構想	基本構想たたき台にある「3 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり」という記述は、「多様な文化」のように事象の多様性を表す表現としては良いと思うが、市民の構成を表す表現としては使わないので「多様な」を削除してはどうか。	基本構想素案の「4 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり」とは、性別、年齢、障害の有無、人種などに捉われず、全ての市民が生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことを表現しています。
9	構想 P2～4 施策の構想	基本構想たたき台（第4 施策の構想 6「平和への願い」を世界中へと広げるまちづくり(2)）や基本計画たたき台（第2部第6章第2節 現状と課題）にある「被爆から70年以上が経過し」という記述は、広島市は3/4世紀に当たる75年間草木も生えないだろうと言われた最大の節目である75年を来年に控えているため、「75年	現時点で75年経過していないため、素案（たたき台）では70年以上としています。

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		が経過し」と言う表現が適切ではないか。	
10	計画 P1～5 計画策定に当たっ ての課題認識 計画 P30 地域の活力を生み 出す雇用等の促進 計画 P43～44 全ての子どもが健 やかに育つための 環境づくり	基本計画たたき台第 1 部総論「3 計画策定に当たって の課題認識」にある総人口の推計はどのように算出した のか。 また、「広島広域都市圏の 23 市町と連携して立ち向かう ことにより、少子化・高齢化、人口減少に歯止めを掛け 」とあるが、平均寿命は延びていく中、どのように高齢化 を止めるのか。出産可能な若年女性人口が 2040 年には 2010 年に比べて約 3 割減少する推計もあるが、どのよ うに人口減少を止めるのか。具体的な手段を示して欲し い。	広島市の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 (2018) 年 3 月に公表しました「日本の地域別将来推計人口 (平 成 30 (2018) 年推計)」のデータによるものです。 市民へのアンケート調査 (平成 29 年度) において、今後、力を 入れて欲しい取組を聞いたところ、子育て世代では、児童福祉や 学校教育の充実が高いことから、基本計画素案第 2 部第 5 章第 3 節第 1 項 (たたき台第 2 部第 4 章第 3 節第 1 項) に子育て世代 に対する支援の充実を記述しています。また、広島市と東京圏の 人口移動状況では、大学等進学期や就職期である 15 歳から 29 歳までの転出超過が多いことから、素案第 4 章第 1 節第 1 項 (た たき台第 3 章第 1 節第 1 項) に記述している若い世代を圏域内 に引き付ける取組の推進を記載しています。これらの取組など により、若い世代が安心して子育てできる環境づくりを進め、人 口減少等に歯止めを掛けていきたいと考えています。例えば、広 島広域都市圏域内の大学生に地元企業で働く機会を提供する 「有給長期インターンシップ」事業により、地元企業における若 者の雇用を促し、若者の圏域外への流出を防ぐための取組や、東 京・関西圏の大学生等を対象とした U I J ターン就職のための 合同企業説明会の開催、首都圏における移住フェアの開催など により、若者を始めとする人口の流出抑制と流入増加につなげ る施策を進めています。
11	計画 P8 核兵器廃絶と世界 恒久平和の実現	平和首長会議の役割はますます重要になってくると思う が、加盟都市の数にばかり尽力されているのはいかがなも のかと思う。	核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けては、国内外に被爆の 実相を伝え、「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」とい う被爆者の願いに共感する方々を増やし、「ヒロシマの心」を市 民社会における民意とすることによって、各国の政策転換につ ながるようにしていくことが重要であると考え、市民社会を代 表する首長により構成される平和首長会議の加盟都市の拡大に 取り組むとともに、国際世論を醸成するための様々な活動に注 力しているところです。
12	計画 P9	8 月 6 日は、被爆者の冥福を祈る静かな日とするべきで	平和記念式典は、原爆死没者の霊を慰めるとともに、世界恒久平

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
	「ヒロシマの心」の共有の推進	ある。具体的には、8月6日のデモ行進や街宣車による騒音等を一切禁止する条例を制定してはどうか。制定に当たっては、住民投票などで決定してはどうか。静かな8月6日を実現し、世界中に発信することが世界平和の原点になる。諸団体には、静かな8月6日の実現を根気強く訴えることが肝要である。	和の実現を祈念することを目的とするものであり、これまでも厳粛な式典の運営に努めるとともに、式典の挙行に適した環境を確保するための取組を行っています。今後については、今年の式典で実施したアンケート調査結果及び音量測定結果を踏まえ、改めてデモ行進の実施団体に対して平和記念式典の挙行に適した環境の確保について協力を要請します。要請してもなお、聞き入れられない場合は、引き続き実効性のある対応方策について、条例制定を含めて検討していきます。なお、御意見については、今後の取組において参考にさせていただきます。
13	計画 P9 「ヒロシマの心」の共有の推進 計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進 計画 P21～22 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・比治山に、市長が提唱する“迎える平和”の拠点として“迎える平和の門 (WELCOME PEACE GATE)”を建設してはどうか。平和首長会議の中心的役割を果たす広島市はより多くの国から多くの人を迎え、被爆の実相の理解と核兵器廃絶への活動を広げなければならない。 ・祈る平和として、旧市民球場跡地にシンフォニーホールを建設してはどうか。世界恒久平和を祈る文化創造都市になると思う。 ・創る平和の拠点として広島大学本部跡地（知の拠点）の被爆建物の理学部1号館を市の平和研究所、県の平和研究センターとして活用すると同時に皆実町の被服支廠跡に国連のアジア本部の誘致と国連ユニタールを併設し、平和機能を高めてはどうか。 	<p>比治山公園については、園内とその隣接地に、陸軍墓地や戦没者の慰霊碑があります。また、被爆建物の頼山陽文徳殿や多聞院の鐘楼、被爆樹木もあり、被爆の実相に触れられる場所です。更には、その標高を生かして原爆の惨禍から復興したデルタ市街地の街並み等を一望できます。そこで、その歴史的価値や立地特性を踏まえて「国際平和文化都市として復興した広島『今』を実感できる新たな拠点」とするため、平成29年3月に「比治山公園『平和の丘』基本計画」を策定し、再整備を進めています。御意見のあった“迎える平和の門”を整備する予定はありませんが、外国人も含む多くの人々が訪れ平和への思いを共有できる場所となるよう、今後とも基本計画に基づき取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>次に、旧市民球場跡地の活用については、平成25年に「旧市民球場跡地の活用方策」、平成27年に「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を公表しています。旧市民球場跡地を含む中央公園の今後の活用については、これらの既存の公表資料を踏まえつつ、本年8月に設置した「中央公園の今後の活用に係る有識者会議」での御意見などを参考として、基本方針の策定などに取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>最後に、広島大学旧理学部1号館の保存・活用については、平和に関する教育研究等の新たな拠点とするため、平成29年度に策定した「広島大学旧理学部1号館の保存・活用の方針」等に基づ</p>

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
			<p>き、平和に関する研究機関を有する広島市立大学及び広島大学と連携し、施設の整備内容や運営体制などについて具体的な協議・調整を進め、こうした内容を盛り込んだ基本計画の策定に取り組んでいるところです。なお、国連機関等の誘致については、これまで外務省やユニタールなどの国連機関等からそれらの海外拠点設置の動向等について情報収集してきましたが、現時点では日本への新たな拠点設置の動きはなく、また、外交上の問題や国連自体が合理化の方針を持っている中で、我が国への誘致は簡単ではないとお聞きしています。</p>
14	<p>計画 P9 「ヒロシマの心」 の共有の推進 計画 P49～50 生活環境の維持・ 改善 計画 P52～53 自然環境の保全及 び都市環境の創造</p>	<p>平和公園慰霊碑や供養塔等に献水台を作ってはどうか。 8月6日に平和公園慰霊碑や供養塔にペットボトルが並んでいた。献水台があれば、水だけ注いで供え、空のペットボトルは持ち帰るはずである。水を求めて亡くなられた御霊に献水台を作りきれいな名水をお供えするのが自然な行いである。 また、原爆献水には飲める水を供えて、原爆献水を世界の名水にして欲しい。原爆献水の17箇所のうち、約半数は飲用できない水だが、原爆で亡くなられた方の御霊に供える尊い水である。井戸替えや清掃活動を行い、飲用可能なきれいな水を供えるべきであり、平和と水循環は同じ次元で守るべきだと思う。そして「原爆献水こそ世界の名水だ」と誰もが言ってくれるような名水にしたい。 さらに、全国名水百選である太田川中流域は市民の憩いの場であり、名水百選の象徴となる水汲み場を作ってはどうか。その際、ただ水汲み場を造るのではなく、それらの保全活動を行い、水質・水量・景観を守るため、地域住民、行政、有識者等で話し合いを持つべきと考える。 なお、広島市水道事業の民間委託について反対である。</p>	<p>8月6日の平和記念式典終了後に、原爆死没者慰霊碑に参拝される方が献水を行うことができるよう、慰霊碑前の平和の池に献水桶を試行的に設置しています。 また、平和記念式典における献水は、「水を求めながら亡くなられた方々の霊を慰めたい、本当はせめて水を飲ませてあげたかった」という市民の思いに基づく行事であり、地域と深い関わりのある水が献水されています。こうした経緯から、世界の名水を目指したものではなく、厳密な水質検査は行っていませんが、水が涸れたり汚濁するなどして献水に相応しくないと地域の方々が思われた場合は、別の場所の水を選んでもらうこととしています。 名水百選は、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境のなかで、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを環境省が選定しているものであり、太田川流域では、「太田川流域振興交流会議」や「太田川流域水源涵養推進協議会」において、流域内における水質保全活動等を実施しています。 なお、水道事業の民間委託については、水道が市民の生活や健康に直接関わるものであることを踏まえ、給水の安全性・安定性に係る業務は、本市が責任を持って直接行っていくこととしており、コンセッションなど事業全般を包括的に民間企業へ委ねる</p>

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
			ことは現在考えていません。
15	計画 P9 「ヒロシマの心」 の共有の推進	平和は努力して継続して取り組んでこそ実現できるものなので、「迎える平和」という言葉はいかがなものか。	本市は、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けては、国内外から多くの人々に広島に来ていただき、被爆の実相に触れ、被爆者の体験や平和への思いを共有し、核兵器廃絶に向けて努力する決意を固めていただくことが重要であると考え、これまでも世界の為政者への被爆地訪問の呼び掛けや国際会議の誘致といった取組を継続してきたところであり、今後とも、こうした取組に「迎える平和」という言葉を掲げ、より一層力を入れていきたいと考えています。
16	計画 P12～13 都心や拠点地区等 におけるまちづくりの推進 計画 P18～19 観光の振興 計画 P49～50 生活環境の維持・改善	基町地区は、現在の市営住宅を続ける必要性はない。歴史や文化を有し、交通インフラも充実した、今後の広島の都市づくりに欠かせない場所なので、外資系ホテルの誘致や MICE の拡充に活用してはどうか。市営住宅を再整備し、若年層の世帯を誘致し、基町地区を活性化させるのは非常に視野の狭い発想だと感じる。 今後の広域都市圏をリードしていくためにも、MICE は観音や商工センター地区ではなく、基町エリアでの開発が不可欠である。	本市では、市営住宅の整備・管理に当たり、既存の市営住宅を有効に活用するため、耐用年限まで使用することを基本としており、基町アパートの高層棟については全面的住戸改善を実施し、今後おおむね 30 年間使用することとしています。 一方、基町地区は、国有地に、大規模な市営住宅群と小学校、幼稚園などの公共施設とが一体的に整備された、現在、約 2,400 世帯、約 4,000 人が暮らすまちですが、建設から 40 年を超える歳月を経て、コミュニティ活動の停滞など様々な地域課題が顕在化しています。 こうしたことから、住民の生活や居住機能を確保・充実しつつ、紙屋町・八丁堀地区に隣接する都心の一角としての特性を生かしながら、「多様な世代が共存し、住みやすく、にぎわいのあるまち」を目指し、地区の活性化を図っていきたいと考えています。 なお、MICE については、平成 29 年 2 月に、協同組合広島総合卸センターから、商工センター地区への MICE 施設整備を核とした「商工センター地区まちづくり提案」が本市に提出されました。また、平成 30 年 12 月には、広島商工会議所から、「広島における MICE のあり方提言」が本市及び広島県に提出され、MICE 施設整備の候補地として商工センター地区及び観音地区が示されました。 この提言を受けて、本市は、広島県との協議の結果、商工センタ

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
			<p>一地区における「会議・学会・イベントの誘致拡大に向けた複合施設整備」について検討を行うこととなり、これまでの検討の成果も活用し、実現可能性の検討を進めているところです。</p> <p>MICE 施設の整備は、広島広域都市圏の発展をも視野に入れて行うべきものであると考えていることから、経済界など関係者と考え方を共有し、広島県とも連携して検討していきたいと考えています。</p>
17	<p>計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進</p> <p>計画 P13～15 公共交通を軸とした交通体系の構築</p>	<p>費用対効果を考えれば、①二葉の里のトンネル工事、②サッカースタジアムの建設、③アストラムラインの延伸の3つは無理な計画ではないか。現状のものを利用すればよい。市の借金を増やすべきではない。</p>	<p>大規模プロジェクトの推進は、新たな投資を呼び込み都市の活力を生み出し、ひいては、税源をかん養するために重要であると考えています。</p> <p>こうした認識の下、本市では、これまで、財政運営方針における市債残高の目標を踏まえつつ、プロジェクト間で、その規模や優先順位付けなどの調整を図ってきているところです。</p> <p>なお、各プロジェクト（広島高速5号線の整備、サッカースタジアムの建設、アストラムラインの延伸）の趣旨は以下のとおりです。</p> <p>1 広島高速5号線の整備について</p> <p>事業中の広島高速5号線は、広島の陸の玄関である広島駅に直結する路線であり、都心から広島空港への定時性、高速性が向上するとともに、広島高速1号線を介して中国地方全域に伸びる高速道路網と結ばれることにより、本市の都心の活力、ひいては中枢都市としての機能が飛躍的に向上するものです。</p> <p>2 サッカースタジアムの建設について</p> <p>サッカースタジアムの建設は、広島の新たなシンボルとして、広域的な集客効果を高めるなど、本市ひいては広島県全体の活性化につながるものであり、さらに、サッカーを通じた国際交流が期待できる中で、その建設場所である中央公園広場と平和記念公園が一体となった平和発信の拠点となることを目指し取り組んでいるものです。</p> <p>3 アストラムラインの延伸について</p> <p>アストラムラインの延伸（新交通西風新都線）は、軌道系の基幹</p>

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
			公共交通による循環型ネットワークを形成し、都心を含むデルタ市街地と西風新都を結び付けるとともに、JR 山陽本線と直結することで、広島広域都市圏の各市町との結び付きを深め、ヒト・モノ・カネ・情報の更なる好循環を生み出すものです。
18	計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進	アストラムラインの西広島駅から本通駅間の計画を撤回して欲しい。代わりに路面電車の平和大通り線を整備して欲しい。	アストラムラインの延伸に係る「西広島駅から本通駅の間」は、平成 27 年 6 月に新交通都心線として計画を存続させることとし、その事業化については、新交通西風新都線（広域公園前駅から J R 西広島駅）整備後に、本市の財政負担や西風新都の開発状況及びデルタ内の交通状況などを踏まえ、改めて検討することとしています。 また、路面電車の平和大通り線については、「公共交通体系づくりの基本計画」において、短絡ルート（西観音町電停から平和大通りを直進し小網町交差点で江波線と接続する江波線接続ルート）の整備について検討することとしています。
19	計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進 計画 P13～15 公共交通を軸とした交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市は移動に時間がかかるので、アストラムラインの延伸を早期完成させる。 ・ 広電の平和大通り線（西観音町～土橋）を整備する。 ・ 広電の西広島（己斐）から宇品間のルートを変更し、相生通りの電車便の過密と渋滞を解消する（具体的には、新線は舟入南 6 丁目交差点－吉島橋－南千田橋－御幸橋の間とし、舟入通り経由西広島－宇品便のルートとする。）。 	アストラムラインの延伸（新交通西風新都線）については、現在、環境影響評価、都市計画法及び軌道法の手続きを並行して進めており、令和一桁代半ばの事業の本格化、令和一桁代後半の石内東地区までの部分開業、令和 10 年代初頭の全線開業を目指しています。 路面電車の平和大通り線については、「公共交通体系づくりの基本計画」において、短絡ルート（西観音町電停から平和大通りを直進し小網町交差点で江波線と接続する江波線接続ルート）の整備について検討することとしています。 ご提案の西広島から宇品間のルートの変更については検討しておりません。本市では、上記計画において、既存路線、江波線接続ルート及び駅前大橋ルートをデルタ内準基幹公共交通として位置付け、機能強化を図ることとしています。
20	計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども図書館、こども文化科学館、ファミリープールを比治山に移転し、子どもと母親を重点的に診察する医療施設を比治山に整備するなど、比治山を「ははこ（母子）の森」文化・医療ゾーンにする。 	中央公園については、平成 24 年に「中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）」を公表し、「にぎわいの空間」、「くつろぎの空間」、「文化を醸し出す空間」という三つの空間特性や、これらの空間特性に応じたゾーニングをお示ししています。また、

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
	計画 P21～22 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城南通りを挟んだ南北地区をスポーツ・科学・文化ゾーンとし、市中央バレーボール場をもってくる。図書館、美術館、城はそのままにする。 ・ 広島城周辺を一周できるジョギング・散歩コースにする。 ・ 中央公園内のこども関連施設を比治山に移転させ、その跡地を駐車場とし、観光バスの増加やサッカー、イベント開催時の交通対策にする。 ・ 旧市民球場跡地は、社会・芸術・音楽文化ゾーンにし、シンフォニーホールと屋根付きイベント広場を整備する。 ・ 商工会議所等が移転した後、跡地を水生公園にする。 ・ 屋形船で広島城のお堀を一周する船内茶会観光コースを計画する。 ・ 城南通りの南北を紅葉並木にする。 ・ ハノーバー庭園の南軸線を道路とし、沿線を銀杏並木にする。 	<p>旧市民球場跡地については、平成 25 年に「旧市民球場跡地の活用方策」、平成 27 年に「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を公表しています。旧市民球場跡地を含む中央公園の今後の活用については、これらの既存の公表資料を踏まえつつ、サッカースタジアムの建設地が中央公園広場に決定したことなどの状況変化も加味しながら、本年 8 月に設置した「中央公園の今後の活用に係る有識者会議」での御意見などを参考として、基本方針の策定などに取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>なお、比治山公園については、その歴史的価値や立地特性を踏まえて、「国際平和文化都市として復興した広島『今』を実感できる新たな拠点」とするため、平成 29 年 3 月に策定した「比治山公園『平和の丘』基本計画」に基づき、再整備を進めています。</p>
21	計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進	<p>西風新都の幹線道路網の早期全通について盛り込んでいただきたい。</p> <p>西風新都では、外・内環状線がいつ整備されるか分からないという中で、伴南地区から伴北地区にかけての業務地区や工業地区に進出した企業に出入りする車両が伴中央地区から伴東地区の一部の道路を走り、渋滞を嫌った車が生活道路にまで溢れており、事故の発生の危険もあるなど道路などの社会インフラの整備の遅れが生活に影響を与えている。こうした状況から解放されるように懸命な対応をお願いしたい。</p>	<p>西風新都の都市づくりに当たっては、基本計画において「住み、働き、学び、憩い、護る」という複合機能を備えたまちづくりを進めることとしており、その具体的な取組については、「活力創造都市”ひろしま西風新都”推進計画 2013」に基づいて行っているところ。</p> <p>幹線道路網の整備については、基本計画素案第 2 部第 2 章第 1 節第 1 項（たたき台第 2 部第 1 章第 1 節第 1 項）の「2 拠点地区等におけるまちづくりの推進」において、幹線道路のネットワーク化に取り組む旨の記述をしており、現在、「選択」と「集中」の考え方の下、優先整備区間として位置付けている環状線の善當寺工区と梶毛南工区の早期の完成を目指して整備に取り組んでいます。なお、御意見は、今後の取組や検討に当たって参考にさせていただきます。</p>
22	計画 P13～15	西風新都の幹線道路網の早期全通と山陽道とのネット	広島高速 4 号線を延伸し山陽自動車道と接続することについて

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
	公共交通を軸とした交通体系の構築	ワークによる広島広域都市圏の中核機能強化について盛り込んでいただきたい。 具体的には、福岡と広島を比較すると、都心と自動車道との接続の違いがある。外環状線を活用して、山裾を走っている山陽道に繋ぐ案が実現すると広島市の将来にとって、意義のある事業になるので、「たたき台」の中に加えていただきたい。	は、その実現可能性の検討を進めています。基本計画素案第2部第2章第1節第2項（たたき台第2部第1章第1節第2項）の「3 体系的な道路網の整備」において、広島高速道路の整備促進に取り組む旨の記述をしています。
23	計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進	未来型産業団地の整備について盛り込んでいただきたい。 広島市立大学の北東の沼田高校までの間の山林地帯において、広島市立大学の情報科学部などが立地している点に着目し、市立大を中核とした「未来型の産業育成」を目指した産業団地を整備するという提案をする。その際、公共事業から出る大量の土砂を産業用団地の造成に活かしたらどうか。	西風新都の都市づくりに当たっては、丘陵部の開発（計画開発地区）は民間開発事業者等が開発を、平地部（計画誘導地区）は地域住民が主体となってまちづくりを進め、そして市は幹線道路等の根幹的都市基盤施設の整備を行うなど、それぞれが適切な役割分担と協力関係の下に取り組んでいます。御提案のエリアは、原則として自然環境の保全又は緑地的活用を図る「保全地区」の位置付けとなっています。保全地区内において開発を行うとする場合は、早い段階で民間事業者と市が協議を行うものとしており、その開発位置や土地利用計画から、西風新都の機能向上に資する良好な開発計画と市が判断した場合には、民間開発事業者は開発計画の具体化を進め、市は具体化した段階で計画開発地区に位置付けを変更して開発が可能となりますが、現在、民間事業者からの協議は受けていません。 なお、土砂等を埋立しようとする場合は、関係法令の各種基準を満たす必要があり、土砂崩れや水質汚染などの地元の皆様が懸念されていることについては、関係部署と共有するなど今後の参考にさせていただきます。
24	計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進	「西風新都 2013 計画」に盛り込まれた「護る」機能を具体化した防災対策の実施について盛り込んでいただきたい。 「6.29 災害」を受けて制度化された「広島西部山系直轄砂防事業」を西風新都エリアに広げて適用していただき、「西風新都 2013 計画」に新たに謳われた「護る」を具体化した「安全な西風新都づくり」を今回の「たたき台」の中に是非とも加えて、実現への第一歩としていただきたい。	基本計画素案第2部第2章第1節第1項（たたき台第2部第1章第1節第1項）の「2 拠点地区等におけるまちづくりの推進」において、西風新都については「住み、働き、学び、憩い、護る」という複合機能を備えたまちづくりを進める旨の記述をしており、「活力創造都市”ひろしま西風新都”推進計画 2013」における「護る」機能として「地域防災力の向上」が掲げられています。御提案の「広島西部山系直轄砂防事業」はその「地域防

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
			<p>災力の向上」に資する施策です。 なお、西風新都エリアについては国が砂防堰堤を整備している「広島西部山系直轄砂防事業」の事業区域に含まれています。</p>
25	<p>計画 P12～13 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進</p>	<p>環境公園を基軸にした市民のための環境教育機能の整備について盛り込んでいただきたい。 たたき台には、「地球温暖化対策の推進」「ゼロエミッションシティ広島の推進」「自然環境の保全及び都市環境の創造」と大切な取り組みの項目が並んでいる。しかし、具体的な展示とか映像などを通しての「学び」の機会を用意したり、実際に市民や児童生徒が環境公園で、環境教育センターでいろいろな体験したりすることで学び、日常生活の中に活かしていくことも必要であるため、西風新都に「環境公園」と「環境教育センター」の設置を提案する。</p>	<p>基本計画素案第 2 部第 2 章第 1 節第 1 項（たたき台第 2 部第 1 章第 1 節第 1 項）「2 拠点地区等におけるまちづくりの推進」において、西風新都については「住み、働き、学び、憩い、護る」という複合機能を備えたまちづくりを進める旨の記述をしており、「活力創造都市”ひろしま西風新都”推進計画 2013」における「学ぶ」及び「憩う」機能の施策として『「広島市沼田環境公園（仮称）」の整備』を掲げ、「環境をテーマとする公園の整備について、整備候補地である善當寺地区の開発の動向を踏まえながら検討を進める。」としています。なお、御意見については、検討を進める際の参考にさせていただきます。</p>
26	<p>計画 P15～16 産業の集積・強化</p>	<p>基本計画たたき台第 2 部第 1 章第 2 節第 1 項「産業の集積・強化」において、記述内容が広島広域都市圏を中心とした表現になっている。広島市は新たな産業用地の確保についてどう考えているのか。基本方針に企業等の立地誘導についての記述があるが、前提となる産業用地の整備に関する方針が示されていない。 また、2019 年 7 月改訂の「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略の基本目標 2 施策 3、「(4)都市機能の集積を生かした企業誘致の展開」では、広島市を中心とする記載内容になっており、むしろ、この内容については基本計画に記述するべきではないか。</p>	<p>これまで、本市の企業誘致については西風新都、広島駅周辺など大規模未利用地への立地誘導に重点を置いていましたが、これらの未利用地への立地が急速に進んだことから、今後の企業誘致については、「200 万人広島都市圏構想」の実現に向けて、本市を含むローカル経済圏の構築に資する企業立地を促進する必要があると考えています。このため、平成 29 年度から、都市型サービス産業(情報サービス業、デザイン業等)や本社機能の移転など、圏域内への経済的な波及効果が期待できる業種、あるいは事業分野を中心に立地誘導することとしています。 この度の基本計画の策定に当たっては、「200 万人広島都市圏構想」の実現を念頭に進めており、本市における企業等の立地誘導の推進はもとより、広域都市圏内の企業等の立地誘導についても取り組むこととしています。</p>
27	<p>計画 P16～17 中小企業・商店街の活性化</p>	<p>基本計画たたき台第 2 部第 1 章第 2 節第 2 項「商店街の活性化」について、表現が抽象的であり、何を計画して何を行うのかが、具体的に明示されていない。郊外型の大型ショッピングセンターは増え続けているが、市民が</p>	<p>この度の基本計画は施策の基本的な方向性を定めたものにするという方針で作成しているものであり、具体的な事業について記述していません。現在、商店街の活性化を図るため、にぎわいを創出するためのイベントや魅力のある店舗づくりに取り組む</p>

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		<p>徒歩で行ける商店街は閉店しており、車や公共交通機関でなければ買物に行けない社会になっている。実施計画を審議するときには、具体的な内容・施策を検討して欲しい。エリア（町）の人口や人口推計、徒歩圏にどの程度の規模の商店が必要かについてデータで示したり、食料品の調達手段についても検討して欲しい。</p>	<p>事業に対し、補助制度を設け、支援しています。また、地域の中の交流拠点等でネットスーパーを利用する活動に支援を行っています。なお、今後、実施計画策定や事業推進の際に御意見を参考にさせていただきます。</p>
28	<p>計画 P20～21 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進 計画 P33～34 文化の振興</p>	<p>広島市の景観を市民の皆さんで発掘して共有する「私の広島展」などを行ってはどうか。また、被爆前の広島が育んできた「広島文化の再発掘、再構築の歩み展」の他に、平山郁夫さんを始め、広島に多大な貢献をした方を紹介する「広島偉人館」などもあれば、文化人の育成に大きな役割を果たすと思う。広島市民のみならず、多くの人々と広島愛、瀬戸内愛を共有し、文化都市として、情熱溢れるまちづくりをして欲しい。</p> <p>さらに、文化遺産の構築事業などを新たに計画し、広島らしさを結集したシンボルとして、最新の技術による現代版の「五重の塔」や「広島を美しくするシンボル」を研究するチームなどを作って、世界一美しい「広島平和塔」を計画してはどうか。いずれにしても広島は文化都市として、素晴らしい街なので、その魅力を多くの人々に感じてもらいたい。</p>	<p>本市では、良好な景観の形成に貢献すると認められる建物などを市民の方々から募り、優れたものを表彰する「ひろしま街づくりデザイン賞」を実施しているほか、広島らしい眺望景観を市民の方々から募り、市民投票等を経て、パンフレット「Viewtiful!ひろしま」を作成するなど、本市の魅力的な景観について、広く発信しているところです。</p> <p>また、文化都市としての魅力を多くの人々に感じてもらいたいという意見については、基本計画素案第2部第4章第2節第1項（たたき台第2部第3章第2節第1項）において、市民や国内外から訪れた人々が多様で上質な文化芸術や歴史・伝統文化に触れ、体感することのできる文化的環境の整備・充実を図ることを記述しており、この中に含んでいます。なお、御意見の企画については、今後の取組において参考にさせていただきます。</p>
29	<p>計画 P34～35 スポーツの振興</p>	<p>大芝水門から平和公園までの太田川沿いのランニングコースを都市型競技用コースとして改修してはどうか。宿泊施設やシャワー施設、観戦スタンドを整備し、平和マラソンや実業団選手の練習、自転車競技大会に活用すれば、広島にスポーツ発展に役立つと思う。また、平時は安価な使用料で練習に利用してもらえば、維持費を賄うことができる。清潔なシャワールームやカフェがあるランニング専用コースは全国でも世界でも珍しいので、観光と健康を組み合わせ魅力発信し、独自の競争力を発揮してはどうか。</p>	<p>基本計画素案第2部第4章第2節第2項（たたき台第2部第3章第2節第2項）に、スポーツ環境基盤の整備とその充実について記述するとともに、スポーツを通じたまちの活力創出について記述しています。なお、御意見については、今後の取組において参考にさせていただきます。</p>

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
30	計画 P38～39 健康づくりの推進 と医療提供体制等 の充実	基本計画たたき台第2部第4章第2節第1項の基本方針について、「がんや循環器疾患などの生活習慣病の予防や」とあるが、がんと生活習慣病はイコールではない。正しい生活習慣であればがんにならないということになる。がんと生活習慣病が直結しないような表記の仕方が他にあるのではないかと。	生活習慣病は、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」を指しており、がんや循環器疾患、糖尿病などは、その症候群の一つとして広く位置付けられていることから「がんや循環器疾患などの生活習慣病の予防や」と記述しています。
31	計画 P41～42 障害者の自立した 生活の支援	第5次基本計画にある「障害者福祉の充実」を復活させるべきである。	障害者福祉の充実については、基本計画素案第2部第5章第2節第3項（たたき台第2部第4章第2節第3項）に記述しています。本市では、障害者施策を総合的・計画的に推進していくための「広島市障害者計画」を平成30年3月に策定し、「障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。」という基本理念を掲げています。 この基本理念における「自立」とは、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している社会的障壁が取り除かれ、経済的な側面を含め、必要な支援を受けながら障害者が住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体として参加できる状態としています。 今回取りまとめた基本構想素案及び基本計画素案における「障害者の自立」についてもたたき台と同様に「広島市障害者計画」の基本理念と同様の考え方にに基づき記述しています。
32		新しい基本構想や第6次基本計画たたき台では、障害者について、「自助」言い換えれば自己責任が強調されており、障害を健常者の「自立」という視点から捉え、「自立」を一つの到達目標にする健常者絶対主義とも言える考え方である。障害者が障害者のまま受け入れられる社会をめざすという視点が欠落している。(2件)	
33	計画 P43～44 全ての子どもが健 やかに育つための 環境づくり	子どもを生き育てやすいまちにすることが必要だと思ふ。こども医療費補助制度において、所得に応じて負担が生じることは、基本計画第2部第4章第3節第1項の基本方針1にある「医療費等の経済的負担の軽減」などの記述と相反するのではないかと。改正前の制度に戻してもらいたい。負担が軽くなれば、子どもの疾病の早期発見、早期治療が可能となり、重症化を防ぐことができる。子どもたちにとって良いことであり、結果的に医療費が抑えられることにもつながる。	将来の広島を担う子ども達の育ちを支える「公助」を充実・強化するために必要となる財源については、社会全体で広く薄く負担していくことが基本になると考えています。 このため、平成29年1月のこども医療費補助制度の見直しに際しては、経済的な理由によって必要な医療が受けられないことがないよう配慮した上で、受益層の中でも一定の所得を有する層に対し、所得に応じた負担をお願いすることにより、全体として公平感が感じられるようにしつつ、世代等を超え、社会全体で負担を分かち合うようにするため、保護者の所得に応じて一部負担金の上限の引き上げを行いました。
34		基本計画たたき台第2部第4章第3節第1項「全ての子	

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		<p>どもが健やかに育つための環境づくり」では、「多様で良質な切れ目のない支援」を基本方針の一つとして掲げ、「医療費等の経済的負担の軽減」と記述している。子どもの医療費補助制度は、子どもの疾病の早期発見・早期治療を目的とし、子育て世帯の医療費負担の軽減を図るために実施される制度だが、広島市は、2017年1月より、制度を改定し、対象年齢の拡大とともに、新たな所得制限を設け、中間層に位置する世帯に高額な窓口負担を課している。窓口負担の引き上げは、受診抑制につながり、子どもの健康や生命が脅かされるとともに、更なる貧困の拡大を招いている。広島市が中間層へ負担を増やすことで制度を受けることができない世帯が増え、「公助」が縮小されていく。また、若い人たちが安心して子どもを産み育てられることは、自治体の活性化だけではなく、経済活動の活発化にも効果がある。直接的な支援として有効性の高い医療費補助制度は、市町村レベルでは中学校卒業までが主流であり、8割以上で所得制限がない。第6次基本計画では、全ての子どもが安心して医療を受けられるよう、「公助」の強化を明記し、窓口負担を無料にするべきである。</p>	<p>したがって、一部負担金及び一部負担金額を区分する所得基準を廃止することは考えていませんが、引き続き、国の動向や本市の子育て施策等を踏まえながら、更なる制度の充実に向けて検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、平成29年1月以降、一部負担金の上限額が異なる対象者ごとの受診動向等に関する実態調査を行いました。調査結果からは、一部負担金の上限を引き上げたことが受診抑制を招いているという見解の妥当性は見出せていません。</p>
35		<p>基本計画たたき台第2部第4章第3節第1項「全ての子どもが健やかに育つための環境づくり」の基本方針1(2)で、「医療費等の経済的負担の軽減など、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組む」と記述しているが、(子どもの医療費補助制度において)医療機関での窓口負担を無料にすることは不可能なのか。</p>	
36	<p>計画 P46～47 災害に強いまちづくりの推進</p>	<p>基本計画たたき台第2部第5章第1節第1項「災害に強いまちづくりの推進」基本方針2(1)において、土砂災害特別警戒区域等の等は何を指しているのか。また、「居住誘導区域」を都市計画で定めているが、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)がこの区域に指定されているケ</p>	<p>土砂災害特別警戒区域等の「等」は、土砂災害警戒区域を指しています。</p> <p>また、本市では、平成31年1月に都市構造の集約化に向けたアクションプランとなる「立地適正化計画」を作成し、現在の市街化区域を基本に居住誘導区域を設定しています。この居住誘導</p>

番号	該当箇所 (頁数は素案)	意見要旨	説明等
		ースが多数ある。土地利用の合理的な規制・誘導の考え 方と相違すると思うが、広島市はレッドゾーン内に居住 を誘導する政策なのか。	区域の設定に当たっては、法令等により居住を誘導することが 適さない土砂災害特別警戒区域は除外しています。
37	計画 P46～47 災害に強いまちづ くりの推進	デルタ地区を、長い年数をかけて少しずつ地面を高く し、地震・災害対策を強化してはどうか。	デルタ市街地における水害・地震対策として、デルタ市街地の地面 を高くしていくことは考えていませんが、現在、水害対策として、 高潮対策事業により、港湾や河川の堤防の整備を進めるととも に、下水道事業により、雨水幹線や雨水ポンプ場などの浸水対 策施設の整備などを進めています。また、地震対策として、公共 建築物及び民間建築物の耐震性の向上に取り組むとともに、橋 りょうの耐震補強や道路法面の防災工事等の道路施設の防災対 策などを進めています。
38	計画 P46～47 災害に強いまちづ くりの推進 計画 P49～50 生活環境の維持・ 改善 計画 P52～53 自然環境の保全及 び都市環境の創造	基本計画たたき台第2部第5章第1節第3項「生活環境 の維持・改善」、第5章第2節第3項「自然環境の保全 及び都市環境の創造」について、高度経済成長期に山々 を開発・造成して多数の住宅団地ができ、多くの住民が 暮らしているが、人口減少・少子高齢化社会に突入した 今、これ以上の住宅地は必要ないと考える。立地適正化 計画を作成し「居住誘導区域」を定め、コンパクトなま ちづくりを進めていくのであれば、土砂災害警戒区域や 市街化調整区域からは住民を減らしていく規制も必要 ではないか。福山市では市街化調整区域内での50戸連 たん制度（市街化調整区域内でありながら50戸以上の 住宅や店舗が立地していれば宅地造成などの開発を特 例で認める）を廃止する方針を固め、条例改正を目指す という記事や、北九州市では土砂災害の恐れがある住宅 地を市街化区域から市街化調整区域へ変更するという 記事を読んだ。広島市においてもこれ以上の開発は不要 ではないか。	「立地適正化計画」における居住誘導区域は、一定のエリアにお いて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニ ティが持続的に確保されるよう、居住を誘導しようとする区域 です。ただし、この区域は、人口減少、少子高齢化社会に備え、 長期的な視点から緩やかに居住を誘導していくとの考えに基づ いており、規制により強制的に居住誘導区域外の人口を減らし ていこうというものではありません。 また、市街化調整区域においては、「広島市市街化調整区域にお ける地区計画の運用基準」に基づいて地区計画を策定した地区 等を除き、新たな開発による市街化区域の拡大は行わないこと を基本としています。